

平成25年度第2回 四街道市防災会議 会議録（概要）

日時 平成26年 2月 4日（火）午後2時00分～午後3時30分

場所 四街道市文化センター 2階会議室 第203号室

出席者 委員 佐渡会長

半田委員（代理）、飯盛委員（代理）、玉井委員、中村委員、櫻井委員、
渡茂委員（代理）、岡村委員、宮木委員、小澤委員（代理）、
下野委員、佐藤委員、山根委員（代理）、塚本委員、大内委員、
十二里委員、花浦委員、岡本委員、松井委員、穴澤委員、武富委員、
高橋委員（代理）、能城委員、山下委員、岡田委員、麻生委員、
小澤委員（代理）、高橋委員（代理）、杉山委員、地引委員、加藤委員、

欠席者 委員 伊藤委員、平川委員

事務局出席者 【四街道市危機管理監危機管理室】

平井危機管理室長 荒木主幹 服部副主査 吉橋主事

【アジア航測株式会社】※地域防災計画策定業務実施者

小川課長、妻氏

傍聴人 【公開の場合】 2人

—— 会議次第 ——

1. 開会
2. 市長（会長）挨拶
3. 会議録の作成について
4. 傍聴及び傍聴人への資料配布について
5. 議題

四街道市地域防災計画の修正について

① 四街道市地域防災計画検討市民会議の結果について

② 四街道市地域防災計画修正（案）について

6. 次回の日程について

7. 閉会

事務局：ただいまから、平成25年度第2回四街道市防災会議を開催いたします。

市長：挨拶

事務局：資料確認

【会議録の作成について】

佐渡会長：会議録における発言者名について、「審議会等の会議の公開に関する指針の解釈運用基準」の規定により、原則として明記することとなっておりますので、四街道市防災会議においても明記する取扱いとしたいと存じますが、委員の皆様のご意見をお伺いします。

委員全員： —— 異議なし ——

【会議の公開について】

佐渡会長：それでは、明記する取扱いとさせていただきます。

続きまして、傍聴及び傍聴人の入室許可、資料の配布につきましてお謀り致します。会議の公開・非公開につきましては、四街道市審議会等の会議の公開に関する指針第3条の規定により、公開とさせていただきますと思います。特に非公開となるような事案はございませんので、公開としてよろしいでしょうか。

委員全員： —— 異議なし ——

佐渡会長：本日の会議は公開とさせていただきます。四街道市審議会等の会議の公開に関する指針により傍聴人の入室を認めるわけですが、会議資料については、「審議会等の会議の公開に関する指針の解釈運用基準」の規定により、傍聴人の閲覧に供するものと致します。またその資料につきましては会議終了後に回収と致します。事務局、本日の傍聴人はいますか。

事務局：2名です。

佐渡会長：それでは、傍聴人の入室を許可します。

佐渡会長：それでは、議事に入ります。議題（1）四街道市地域防災計画検討市民会議の結果について、事務局から説明をお願いします。

事務局： —— 資料1に基づき説明 ——

佐渡会長：ただいま、事務局から説明がありました。これは四街道市市民参加条例に基づく市民会議におきまして、市民から頂いた意見をまとめたものになります。この内容についてご意見、ご質問等ありましたら発言願います。

委員全員： —— 異議なし ——

佐渡会長：よって議題（１）四街道市地域防災計画検討市民会議の結果については、承認致します。

佐渡会長：続きまして議題（２）四街道市地域防災計画（案）について、事務局から説明をお願いします。

事務局：—— 資料２・３に基づき説明 ——

佐渡会長：ただいま、事務局から説明がありました。ご意見、ご質問等ありましたら発言願います。

玉井委員、印旛地域振興事務所として何かご意見賜れればと思うのですがいかがでしょうか。

玉井委員：「震災編の３－７４ページ」避難所の運営についてですが、性別や高齢者等に配慮の視点を取り入れると記載がありますが、運営管理は市が協力を得て行うとなっております。運営管理の人的構成として、県としては男女共同参画として避難所運営に関しても女性を構成する方針を持っているのですが、どのように検討されておりますでしょうか。

事務局：視点という観点からお答えします。当然避難所には女性、子供等もいますので、いわゆる要配慮者対策としても充分検討していきます。当計画においても様々な部分におきまして、女性の視点、男女共同参画というものに対し配慮致しました。具体的な避難所運営に関しましては、これからの部分にもなりますが、地域の皆様、学校の施設管理者、避難所を運営する教育委員会を含めまして、どのように配慮していくか。どのように運営していくかを平成２６年度以降に協議していきたいと考えております。現在、そのように動き始めている地区、自治会もありますので、そういったところとも調整を図って進めていきたいと考えております。

玉井委員：説明頂いた「震災編の２－４４ページ」（５）指定避難所の運営についてですが、（仮称）にはなっておりますが、避難所について委員会を組織することとなっておりますので、組織の中には女性も構成して頂きたい。またマニュアルも作成されることですので、避難所の運営に関しては、要配慮者からの視点を配慮して頂きたいと思います。

十二里委員：震災の警戒本部について、現場対応班が組織されておりますが、この組織は震度４、震度５弱の際には継続して組織されるのでしょうか。

事務局：震度4については過去の経験・履歴から、若干の被害発生でおさまっております。このことから震度4の場合には、危機管理室で対応致します。ただし震度5弱になりますとそれなりの被害が発生しております。震度5弱の具体的な例としては東日本大震災になりますが、道路の亀裂、停電、学校体育館のガラスが破損するといった被害が発生致しました。災害警戒本部の配備体制では、現場対応班が現場における対応をすることになります。実際に震災の現場対応では、道路の通行止めや情報収集が主になると考えます。また震度5弱においても被害が拡大している場合には、災害対策本部に移行したいと考えております。災害対策本部の配備体制になりますと災害警戒本部については廃止となり、早急に災害対策本部へ移行し、災害対策本部体制として対応を行います。

十二里委員：災害警戒本部の配備体制における各班について、現場対応班をはじめ管理班や電話受付班、被害状況記録班といった組織は、災害対策本部の配備体制でもあるのでしょうか。それとも災害対策本部の総務班が行うのでしょうか。

事務局：災害対策本部の配備体制では、各業務ごとの班を組織しておりますので、その組織において対応致します。例えば情報の整理については情報班。災害対策本部を運営していくのは本部事務局である危機管理室、秘書広報課及び自治振興課の三課が運営をしていくということになります。

十二里委員：被害情報の受付窓口は、災害対策本部の中に組織されるのでしょうか。それとも専用の窓口が設置されるのでしょうか。

事務局：市民からの被害情報の受付ということに関しましては、市民窓口班が対応致します。

十二里委員：「震災編3-15」についてですが、人命捜索及び救出・救助については、都市部次長の責任のもと行うこととなっております。この人命救助については、どのように配置するのか。どのような機材で行うのか。また都市部が所管する重機等について、この人命救助で使用すると考えて良いのでしょうか。

事務局：人命の救出・救助になりますが初動は消防、そして自衛隊となります。また災害対策本部において調整を図りつつ職員においても必要に応じ出来る範囲で人命の救出・救助を行うこととなります。また市土木協力会とも協定を締結しておりますので、重機等の手配も必要に応じ道路班と連携して調整していくこととなります。

十二里委員：自衛隊が救出・救助する段階、相当な時間が経過している状況かと思えます。

震災直後に人命の救出・救助をするのは鉄則ですので、その初動の役割についているのがこの班と思いました。自衛隊が派遣されてから一緒に対応するのは、相当時間が経過しており意味がないのではないのでしょうか。

事務局：説明が不足しておりました。発災直後の人命の救出・救助については当然この班が対応致します。市においても若干の資機材やペイローダー等も保有しておりますので、そういった重機等を使用し人命救助を行います。発災直後においては市職員も対応致しますが、地域住民の皆様の協力を得ないと対応できないことも想定されますので、地域住民の皆様のお力をお借りし人命の救出・救助の対応を早急に行いたいと考えております。

十二里委員：東日本大震災では四街道市は震度5弱でしたが、電話が全然繋がらない状況でした。災害警戒本部は被害情報を収集できるのでしょうか。また現場対応班の中に情報収集する役割の人はいるのでしょうか。また防災バイク隊の所属はどこになるのでしょうか。

事務局：情報収集は誰が行うかということですが、まず市全域の情報収集・調査については防災バイク隊が行います。防災バイク隊員は市内在住のオートバイを運転できる者から指名し、正式に辞令を発しております。現在10名の隊員がおり、所属については危機管理室が任命をしております。災害発生時には2人1組で5方面に派遣しまして情報収集活動を行い、防災行政無線移動系の無線機にて災害対策本部へ報告・連絡を行うことで情報収集致します。また前段の電話が掛かりにくいという件ですが、現段階においてはどうにもならないものと考えております。みなさんにおいても災害伝言板、災害伝言ダイヤルというものを聞いたことがあるかと思いますが、この目的は何かと言いますと、電話が掛からない、繋がりにくいといった状況をなくす為、むやみに電話を掛けないで、こういった手法を活用するということとなります。このことについては皆様をお願いをしておりますが、本来全員の四街道市民が活用して頂ければ電話回線が繋がらない状況はなくなるのですが、なかなかそこまでは普及しておりません。またみなさんパニックになり電話を掛けたことにより結果繋がらない状況になってしまいます。このことから現在そういった状況を回避できる手段は難しいと考えます。

十二里委員：私は自主防災組織の代表なのですが、現在市役所と自主防災組織との連絡手段がありません。自主防災組織の中にはしっかりした組織もあり、そういった組織においては被害情報等を把握しております。連絡方法については非常に難問とは思いますが連絡ができるよう対処して頂きたいと思うのですがいかがでしょうか。

事務局：連絡手段につきましては、組織化して進めたいと考えております避難所に関する話し合いに含め、検討をしていきたいと考えております。十二里委員の地域については組織化し実施されていることは承知しております。その中で通信方法、手段については施設管理者も含め取り決めしていきたいと考えます。また各避難所には防災行政無線移動系が配備されておりまして、この設備を自主防災組織との連絡手段として使用できれば非常に有効ではあるのですが、電波法により免許保持者又は市長命令下の者、職員と限定されております。それ以外は電波法違反となってしまいますので、こういった状況を考慮し今後検討していきたいと考えております。なお携帯局については、車両や各部、各班に配備するものとなっております。

十二里委員：防災行政無線移動系の携帯局ですが、災害時にどのように配置するのでしょうか。また配置について地域等の指定はされているのでしょうか。

事務局：携帯局については、車両や各部、各班に配備するものとなっておりますが地域の指定・配置までは細かく規定しておりません。状況によりますが停電地域については防災バイク隊であり、信号機が動いていれば各班により情報収集となると考えております。

佐渡会長：ただいま十二里委員から各地域の自主防災組織との連絡方法や避難所での運営について、地域の皆様と協議を行いまして、より良くしていくための課題が出されました。その他、ご意見、ご質問等ありましたら発言願います。

十二里委員：もう一つ質問致します。「震災編3-53ページ」消防の組織についてですが、消防団が市長直轄になっております。消防長隷下ではないでしょうか。

能城委員：「震災編3-53ページ」の表についてですが、常時についてはこの表でよろしいかと考えます。災害時に消防団が活動を行うことになると、現場指揮は消防長又は消防署長の命令下となり、当然その上には市長となります。

十二里委員：常時の指揮系統ということであれば、災害時の対応できる体制のほうがよろしいのではないのでしょうか。もう一つ質問します。平成19年度の地域防災計画では遺体の収容所については周辺のお寺になっておりました。今回の計画では状況により公共施設、場合によりテントを張って収容となっておりますが対応できるのでしょうか。

事務局：遺体安置所についてですが、どこの公共施設を遺体安置所に指定するといった

ところまでは決定しておりません。防災アセスメントにおいて、死傷者が発生する結果になっておりますので、公共施設の中で使用できる施設を遺体安置所とすることとしております。

十二里委員：テントというのは、どのようなテントでしょうか。

事務局：行事等に使用している業務用テントになります。当然、御遺体を安置する場所になりますので、周辺にも配慮しブルーシート等で横幕を張るなどは行いたいと考えております。

十二里委員：被害想定を見ると死者数は少ないので大きな問題ではないと思いますが、何百人もの死者がでるような想定外を想定することも必要かと思えます。

佐渡会長：ただいま、玉井委員及び十二里委員から貴重なご意見を頂きました。その他にご意見、ご質問等がないようでしたら、様々な課題もありますが議題（２）四街道市地域防災計画（案）につきまして承認してよろしいか伺います。

委員全員： —— 異議なし ——

佐渡会長：よって議題（２）四街道市地域防災計画（案）については、承認することといたします。

佐渡会長：それでは、次に「その他」ということで、事務局から説明をお願いします。

事務局： —— 今後のスケジュールについて説明 ——

佐渡会長：ただいま、事務局から説明がありましたが、本日は承頂きました四街道市地域防災計画（案）につきまして、市民の皆様には30日間のパブリックコメントといたちで様々なご意見を頂くこととなります。そして市において対応策をとりまとめ計画を修正致します。その後3月末に第3回の防災会議を開催し、皆様にご審議を頂くということで進めさせて頂きたいと存じます。

事務局：以上をもちまして、平成25年度第2回四街道市防災会議を閉会いたします。